

予算特別委員会

令和6年12月18日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和 6 年12月18日（水） 午後 2 時00分 開会
午後 2 時34分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|---------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 藤井本 浩 |
| | 副委員長 | 杉 本 訓 規 |
| | 委 員 | 西 川 善 浩 |
| | 〃 | 柴 田 三 乃 |
| | 〃 | 坂 本 剛 司 |
| | 〃 | 吉 村 始 |
| | 〃 | 谷 原 一 安 |
| | 〃 | 川 村 優 子 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 奥 本 佳 史 |
| | 議 員 | 松 林 謙 司 |
| | 〃 | 増 田 順 弘 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 企画部長 | 高 垣 倫 浩 |
| 人事課長 | 石 田 智 士 |
| 財務部長 | 米 田 匡 勝 |
| 財政課長 | 内 蔵 清 |
| 保健福祉部長 | 中 井 智 恵 |
| 社会福祉課長 | 山 岡 邦 啓 |
| 教育部長 | 勝 眞 由 美 |
| 学校教育課長兼 | |
| 学校給食センター所長 | 森 本 欣 樹 |
| 学校教育課主幹 | 吉 村 賀 央 |
| 上下水道部長 | 井 邑 陽 一 |

下水道課長 稲 田 恭 一

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	神 橋 秀 幸
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

- 議第75号 令和6年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 議第76号 令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第77号 令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第78号 令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

開 会 午後2時00分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

本日最終日、ご苦労さまでございます。本日、提案されました人事院勧告に基づく人件費の補正というものになろうかと思う予算特別委員会になると思います。4議案につきまして、慎重に審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

発言される場合、必ず挙手をいただき、指名をしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してから、ご起立をして、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いいたします。

会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めております。ご承知おきください。

また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いをいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

まず、議第75号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。午後からもよろしくお願いいたします。

まず、ご審査を賜ります前に、一般会計補正予算（第6号）の補正総額のほうに変更はございませんでしたが、一部誤謬のほうがございましたので、予算書の差し替えのほうをさせていただいております。大変失礼をいたしました。

それでは、議第75号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,732万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億1,068万4,000円とするものでございます。

このたびの補正の概要でございますが、国の臨時国会で審議されておりました補正予算などが昨日の17日に可決されたことに関連した補正となっております、内容については2件でございます。

まず1件目は、国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づく低所得者支援でございます。こちらは住民税非課税世帯1世帯当たり3万円と、その中でも子育て世帯の子ども1人当たりに2万円を加算し、支援するものでございます。

2件目は人事院勧告に基づく給与法の改正に伴う人件費の補正となっております。

歳出の事項別明細書より説明のほうをさせていただきます。6ページをお願いいたします。

1款の議会費から8款の教育費までの広範囲となっております。大部分が人件費の補正でございます。右端の説明欄をご覧くださいますと、全てのページにわたりまして事業名で

人件費、人事課と表記のあるものや、また、7ページのほうでは、パートタイム会計年度任用職員に係る報酬や期末手当等と表記のあるものなどは全て人件費でございます。いずれも人事院勧告に基づく補正でございます、人件費の補正総額は1億5,099万8,000円となっているところでございます。これら人件費につきましては、時間短縮の観点から説明のほうを省略させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

人件費以外でございますが、8ページの下段から9ページの上段をご覧ください。2款総務費、1項12目地方創生臨時交付金事業費で、補正額は1億4,633万1,000円でございます。

9ページの上段で、住民税非課税世帯及び子育て世帯生活支援金事業で1億4,579万8,000円で、こちらは主には住民税非課税世帯への支援金となっております。

続きまして、5ページの歳入事項別明細書をお願いいたします。

上段から、10款の地方交付税、1項1目地方交付税で、補正額は1億4,470万4,000円でございます。収支の調整を行っております。

続いて、上から3段目、14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金で、補正額は1億4,906万6,000円で、うち、地方創生臨時交付金で1億4,633万1,000円でございます。こちらは先ほどの歳入の住民税非課税世帯及び子育て世帯生活支援金事業10分の10となっております。これら以外の歳入につきましては、人件費の補正に伴うものでございます。

以上で一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

吉村委員。

吉村委員 1点確認をいたします。9ページなんですけれども、2款総務費、1項総務管理費から12目地方創生臨時交付金事業費の先ほど説明ありました住民税非課税世帯及び子育て世帯生活支援金事業につきまして、これが1億4,579万8,000円の分なんですけれども、これの対象となる世帯数など、内訳についてお答えいただけますでしょうか。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの対象世帯数ということでございます。こちらで算出している世帯数ですけども、およそ3,800世帯ほど対象世帯があるというような形の中で、あと、令和6年の転入世帯が200世帯ほどを見込んでおりまして、全部で4,000世帯をまずは非課税世帯で見込んでおるところでございます。あと、子ども加算につきましては、合計で1,000人を見込んでおり、給付費として計上させていただき、合計で1億4,000万の給付費ということで見込ませていただいております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 世帯につきましては、3,800に200世帯が転入して4,000世帯ということですね。子ども加算については1,000人ということ承知いたしました。

あと、これはできるだけ早いこと給付を願いたいところなんです、この辺りの日程等に

ついてはどのように見込まれていますでしょうか。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまのご質問でございます。給付のほうはできるだけ早い段階で進めたいと思っておるんですけども、国からの通知のほうは、詳細の通知がまだ下りてきておりませんでして、その内容を確認してからということになるかと思います。そこからシステムの開発等々ありますので、1月中には発送させていただいてというようなところで考えておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 よく分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかにないですか。

谷原委員。

谷原委員 関連で質問いたしますけれども、この対象者についてはこちらで把握して、申請は関係なくプッシュ型で案内を送るということだろうと思うんですが、時期によっては先ほどあった住民税非課税に陥る方ですね、そういう方々はどうなるのかとか、時期的な問題があらうかと思うんですけども、そこら辺りはどうなるのでしょうか、教えていただきたいんです。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

ただいまの質問でございます。まだその辺りも、国の詳細の内容が出ておらない中でお答えしかねる部分があるんですけども、今まで、以前は均等割のみ課税世帯が対象になっていたのが、今回は非課税世帯のみの対象というようなところになっておりまして、やはり国としてもそこらで1つの線引きといいますかを図っておるというところの中で、そこは国の通知の中で確認しながら進めていきたいというところで、基本的には非課税世帯のみになるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 非課税世帯に支給されるというのは分かるんですが、非課税世帯になるというかな、例えば失業されて無収入になるとか、よくコロナのときにもありましたが、家計急変家庭に対しては申請していただくのか、それは時期を切って、この時期の例えば住民税非課税の方というふうに限られているのか、そこら辺のことを確認したかったんです。別に時期で限ってなくて、家計急変でも申請でオーケーですよということなのか、そこら辺もまだなんだろうかな。お願いします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございます。確かにその辺りが国から通知が来ておらないというところの中で、一応今のところ、令和6年度の非課税世帯が対象というようなところで通知が来ておりますので、まずはそこから大幅な変更はないだろうというところの中でこの数字を算定させていただいたところでございます。

以上でございます。

谷原委員 結構です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員 それでは質問いたします。先ほど本会議のときにも、条例改正の件で質問させていただいたことに関わってのことです。今回、人事院勧告に伴う給与改定ということで、国がそれを決めたということがあって、急遽、補正予算が新たに出たところであります。その際、市長のもちろん期末手当についても特別職で、議員についても特別職で条例に従って上げるということの予算になっているわけでありますけれども、私が疑問に思うのは、ページ数で言うと37ページに補正予算給与費明細書があります。そこは年間支給率の期末手当だけしか今回の改定にはなっていませんよという表になっているわけですが、私が疑問に思ったのは、質問なんです、市長が今期から、市長として再選された第3期目からは、市長の報酬は、これは条例どおり受け取るということで、これまでは半額返上するという形で来たわけですが、受け取るということでありました。そうすると、予算の中で支出が増えるのかなと単純に思ってしまったんです。だから、本来の予算が、当初予算がどう組まれていたのか。10月まで市長は半額ですよ。10月以降は、これは任期に伴っての改選ですから、次、誰になるか分からないから、条例どおり、これは予算化していますよということであれば変更にはならないと思うんですけども、そこら辺の確認をしたいと思うんです。どういうふうな、補正で出てないから、そうかなと推測するしかないんですけども、そこら辺をお答え願えたらと思います。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課の石田です。よろしくお願いいたします。

市長の給料のところかと思いますが、当初予算で10月末まで半額、それ以降は、条例自身が附則で失効といいますか、効果がなくなりますので、当初からその計算で予算計上しておりました。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 了解です。そういうことで補正予算には今回上がってないということであります。

ここからは市長にぜひお聞きしたいところだし、説明もしていただきたいところなんです、市長の報酬半額は、この12月議会ですね、毎回、市長のほうから半額の提案があって、市民の方も半額にしているということを歓迎する声もたくさんいただきました。ところが、今期は全額いただくということを私、知って、何が変わったのかなと。というのは、これまでの議会の中で半額にする理由はちゃんとおっしゃっているんです。おっしゃっているのが何か変わったから、それは達成したから戻すということなのか、少なくともそういう説明を市民の方には、少なくとも我々の市民の代表である議会でも、過去、かなりこの問題は議論をしまいったことでもありますので、どうして今期から元に戻されることになったのか。このことについて私は説明責任が市長にはあると思うんです、市民に対してもですね。でないと、

我々も説明できないですね、市民の方に。それは市長からお答え願えないと、それは市民にも説明できないわけですから、ぜひ説明をお願いしたいと。この予算審議に関わってどのような出し方をするかということで、本当にこの報酬の問題は議会でもかなり議論を重ねてきているところでもありますので、私自身は条例どおり市長がその報酬をもらっていただく、何の異議もございませんから、ただ、戻った、下げたのこの基準を議会でも説明されたことがどうなったのか。このことは、この議会が私は一番ふさわしいと思います、時期としてですね。市長選挙が終わってすぐ後で、毎回このときに議論をしてきたことですから、ぜひ私は説明をお願いしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 今までの経緯から言って、ご説明いただいて、次のところへ入りたいと思いますので、市長に求めます。

阿古市長。

阿古市長 今回の予算とは全然関係のない話ですので、言う必要があるのかないのかは別なんですけれども、今回、公約という形で毎回チラシを出ささせていただいております。こちらのほうは選挙管理委員会のほうで認められた枚数のチラシを証紙を貼ってお渡し、シルバー人材センターの方ですかね、1軒ずつお配りさせていただいているものです。4年前のチラシの中では、市民のための7大政策の中で、堅実な財政への改革と健全化というところでうたっております。引き続き市長報酬を半減で、葛城市の財政再建への私の固い決意とともに進めます。前市政から受け継いだ膨大な借金の返済を進め、財政豊かな葛城市になるための基盤づくりを進めます。市民の税金は市民のために。裏金や利権政治、反社会勢力を徹底的に排除します。これは私の市民の皆さん方への4年前の公約でございます。そして、今回の公約、同じく7大政策の中で5番目にうたっております。堅実な財政への改革と健全化という項目の中で、葛城市が厳しい財政状況の際に市長に就任し、財政再建を成し遂げました。事業評価により幾つもの大型予算の見直しを実施、手厚いサービスへ還元し、健全化した財政とともに未来への投資を進めますというところでうたっております。

ですので、4年前のときには財政再建をしないといけませんので、半額でやりますということを公約いたしました。そして今回、選挙の期間中にも、もしくは選挙以前にもお話しさせていただいておりますけど、今葛城市の財政、非常に健全な状況になりました。基金等の積み上げも順調にしておりますし、借金返済も順調にしております。財政支出も非常に健全な状態になっておりますので、ですので、当初の目的は達しましたので、今回の公約の中では、市長報酬の半額ということはうたっておりません。

ですので、議員もご存じのように、私がもともとこの市長の給料については本則で条例をいらってないというのは、そのときの理事者の考え方を優先したいという思いです。ですので、4年ごと、私は洗礼を受けます。洗礼を受けて、そのときに私が必要であろうと思えば、再度半減の条例を附則という形で出させていただける。そして、もし1つの目的を達したという判断があれば、条例の期間って、附則の期間ってありますから、自然と、理事者が交代するかは別ですけども、その任期が終わった地点で選択できる、何もしなければ以前の、以

前といたしますか、報酬審議会が認めた給与に戻るといような手続を従前から取っております。ですので、今回の場合は目的を達しましたので、また、公約の中でそのようにうたっておりますので、附則という形で、新たなまた4年間の条例の提出はしなかったということでございます。ですので、増やしたのではございません。表現の仕方を誤解を受けるといけませんので、そういう形ではなくて、条例どおりの給与体系になっているというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 よく分かりました。過去の議論の中でも、なぜ半額にするのかということについては、今市長がおっしゃったように公約、それから、それは行財政改革に当たって姿勢を示すということであって、2期8年の間にそれは達成されたという理解の下、報酬については条例どおり月額報酬をもらうということであります。そのことについては了解いたしました。ただ、財政再建については、私は財政についてはいろいろまた違う見方もあるかと思いますが、市長としてはそういうことであるということで、これは納得いたしました。

我々議員もそうですけれども、さきのコロナ禍にあっても、緊急に市民生活のことも考え、議員報酬を削減する、条例には決まっているけども、議会として、要は特別職としてそういう判断があるのは、これも私もよく了解しております。本則は当然尊重すべきものだと思いますが、その時々議員が条例等にかかわらず議会で議決するというのは、了解いたしました。また、市長自身がそうした判断でやっていただいたということを今日は説明されましたので、そのことについては了解したいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議、希望はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第75号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第75号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第76号、令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。準備よろしいですか。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議第76号、令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書、1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,653万9,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。今回の主な補正内容といたしましては、人事院勧告による給与改正に伴う人件費の追加補正でございます。

歳出でございます。1款教育費、1項1目学校給食総務費の人件費で103万8,000円の追加、次の一般管理事業で、パートタイム会計年度任用職員報酬で6万4,000円の追加でございます。

次に、歳入でございます。戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。2款国庫支出金、1項1目教育費国庫補助金、学校給食費補助金の学校給食地場産物使用促進事業補助金で9,000円の追加、3款繰入金、1項1目一般会計繰入金で109万3,000円の追加でございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議、ご希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 ないようであれば、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第76号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第76号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第77号、令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました議第77号、令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正を行うものでございます。

予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、支出の部、1款水道事業費用、1項営業費用で330万8,000円を追加し、水道事業費用の総額を8億1,127万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で71万7,000円を追加し、資本的支出の総額を5億1,282万9,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入が資本的支出に対し不足する額4億9,987万2,000円を5億58万9,000円に改め、補てん財源のうち、建設改良積立金2億8,922万4,000円を2億8,994万1,000円に改めます。

3ページに移りまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費9,041万9,000円を9,418万1,000円に改めます。

詳細につきまして、予算明細書におきまして説明いたしますので、16ページまでお進みください。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で17万2,000円の追加、2目配水及び給水費で77万6,000円の追加、17ページに移りまして、3目受託工事費で53万6,000円の追加、4目総係費で182万4,000円の追加でございます。

18ページをお願いいたします。1款資本的支出、1項建設改良費、1目浄水設備費で40万5,000円の追加、2目排水設備費で31万2,000円の追加でございます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議、希望ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 ないようであれば、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第77号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第77号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第78号、令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第78号、令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正を行うものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、収入の部、1款下水道事業収益、2項営業外収益で258万7,000円を追加し、下水道事業収益の総額を11億9,730万4,000円とし、支出の部、1款下水道事業費用、1項営業費用で172万5,000円を追加し、下水道事業費用の総額を11億9,365万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で86万2,000円を追加し、資本的支出の総額を8億58万5,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,556万円を3億3,642万2,000円に改め、補てん財源のうち、当年度損益勘定留保資金3億2,913万3,000円を3億2,999万5,000円に改めます。

3ページに移りまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費4,750万円を4,995万9,000円に改めます。第5条、他会計からの補助金といたしまして、5億2,069万1,000円を5億2,327万8,000円に改めます。

詳細につきましては、予算明細書におきましてご説明いたしますので、16ページまでお進み願います。1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金で258万7,000円の追加でございます。

17ページに移りまして、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費で103万7,000円の追加、4目総係費で68万8,000円の追加でございます。

18ページをお願いいたします。1款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道建設費で86万2,000円の追加でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議、希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第78号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第78号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後2時34分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 藤井本 浩